

公益通報後の調査と審査の流れ

コンプライアンス内部委員会に通報



○外部委員会で調査や審査を行う必要があるか審査します。
公益通報の内容が事実ではない場合
もしくは公益通報に該当しない場合

—————→ その旨を外部委員会及び任命権者に報告します。

調査を行う必要があると認めた場合

—————→ 外部委員会に通知します。

コンプライアンス外部委員会に通報



外部委員会が調査や審査を行い公益通報の内容が事実であると判断した時には、任命権者と推進会議に対して、任命権者が行う措置等（不正行為等の停止措置、現状の回復など）の意見を付けて通知します。